**1　まず、申告の対象となる工事を把握しましょう**

**一括有期事業〔報告書・総括表〕の作成早わかり 〈 令和４年度版 〉**



●申告の対象となるのは、次の要件をすべて満たす工事です。

（1）元請工事。

（2）令和3年度中（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間)に終了した工事。（右図参照）

（3）請負金額（消費税を含みません）が1億8000万円未満かつ、概算保険料の額が160万円未満の工事。

※注意点※

イ 金額の多寡や公共工事か否かに関わらず、労働者を使用した元請工事はすべて申告対象となります。

ロ 年度をまたいで施工された工事について申告漏れのないよう、よく確認してください。

ハ 平成31年3月31日以前に開始された工事は、大阪及び大阪に隣接する府県と三重、滋賀、鳥取、岡山、徳島、香川の各県で施工された工事（委託事業場の所在地が大阪府の場合）が対象となります。

ただし、「36機械装置の組立て又は据付けの事業」は全国。

**2　一括有期事業報告書の記載手順（賃金総額の算出方法）**

（1）まず、申告対象となる工事を、もれなく「一括有期事業報告書」へ記入してください。

※このとき、工事の開始時期別に計上していただくと算定が簡単です。

（2）次に、工事1件ごとに実際の工事内容に該当する業種を選択してください。

（3）「㋑請負代金の額」欄には、**消費税を含まない**請負代金を記載して下さい。

（4）「㋺請負代金に加算する額」欄には、支給材の評価額や貸与物の賃貸料や損料を計上してください。

（5）「㋩請負代金から控除する額」欄には、「36機械装置の組立て又は据付けの事業」の場合のみ、機械装置の価格を計上してください。

このようにして１工事ごとに、「㊁請負金額」欄を記入し、それを事業の種類別、工事の開始時期別に合計してください。※１工事の請負金額が500万円未満の工事については、「○○工事他△件」と合計を記載して差し支えありません。

（6）「㊁請負金額」に、工事開始時期に対応する労務費率をかけて「③賃金総額」を算出します。

**支払賃金で算出する場合**工事の請負代金及び賃金総額（下請・孫請等を含む全労働者に支払われた賃金総額）をそれぞれ（　）書きで記入し、「②労務費率欄」に、「賃金で算定」と表示してください。

**3　一括有期事業総括表の記載手順（確定保険料の算出方法）**

一括有期事業報告書に記入していただいた工事をとりまとめるのが一括有期事業総括表です。

一括有期事業報告書から、一括有期事業総括表で分類してあります事業の種類、事業開始時期ごとに請負金額を転記し、労務費率・労災保険率を乗じて業種ごとの保険料額を計算してください。（裏面参照）

保険料額算出方法を図示すると、次のようになります。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 消費税額**を含まない**　　　　請負金額 | × | 労務費率 | ＝ | 賃金総額 | → | 賃金総額 | × | 保険料率 | ＝ | 保険料額 |

　　　　　　　　　　　　　　　　（千円未満切捨て）　　　　　　　　　　（1円未満切捨て）

■記載例■



【チェックポイント】

□　対象工事にもれはありませんか。

労働者を使用した元請工事はすべて申告対象となります。

* 一括有期事業の対象とならない工事・事業を誤って申告していませんか。（ex. 単独有期事業や工事に該当しないものなど）

□　請負金額に消費税は含まれていませんか。

□　工事内容にふさわしい「事業の種類」になっていますか。

（例①）

屋根・外壁等、建物外部のリフォーム工事

⇒「35　建築事業」

（例②）

足場設置を伴わずに既設建築物内部で行う設備・内装工事

⇒「38　既設建築物設備工事業」

**全ての工事を登録業種で申告するわけではありません。ご注意ください！！**

□　工事の開始時期に対応する労務費率・保険料率で計算していますか。



「一括有期事業報告書」で算出した数字を矢印のとおり「一括有期事業総括表」に転記してください。

＊賃金総額を転記する場合は、千円未満の端数は切り捨てになります。